

報告第1号

専決処分したものに付き承認を求めることについて

加西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成29年4月20日提出

加西市長 西村 和平

専決第1号

専 決 処 分 書

加西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成29年政令第57号）が平成29年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、加西市消防団員等公務災害補償条例（昭和42年加西市条例第55号）の一部を改正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成29年3月31日

加西市長 西 村 和 平

## 加西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

加西市消防団員等公務災害補償条例（昭和 42 年加西市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 1 号中「にあつては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同項第 2 号中「にあつては」を「には」に改め、同条第 3 項中「によつて」を「により」に、「433 円」を「333 円」に改め、「第 2 号」の右に「に該当する扶養親族については 1 人につき 267 円（非常勤消防団員等に第 1 号に該当する者がいない場合には、そのうち 1 人については 333 円）を、第 3 号」を加え、「第 5 号」を「第 6 号」に、「掲げる者」を「該当する者及び第 2 号に該当する扶養親族」に、「にあつては」を「には」に、「367 円」を「300 円」に改め、同項第 2 号中「及び孫」を削り、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（3） 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫

第 5 条第 4 項中「満 15 歳」を「15 歳」に、「満 22 歳」を「22 歳」に改め、「以下」の右に「この項において」を加える。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の加西市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた加西市消防団員等公務災害補償条例同条第 1 項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号アに規定する障害補償年金及び同条第 6 号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

(審議資料)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 57 号）が平成 29 年 3 月 29 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、加西市消防団員等公務災害補償条例（昭和 42 年加西市条例第 55 号）の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、専決処分し、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるもの。

**【概 要】**

非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額について、非常勤消防団員等に扶養親族がある場合における加算額の改定

① 配偶者	3 3 3 円
② 22 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある子	2 6 7 円
③ 22 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある孫	2 1 7 円
④ 60 歳以上の父母及び祖父母	2 1 7 円
⑤ 22 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹	2 1 7 円
⑥ 重度心身障害者	2 1 7 円